



商品名:あしたも青汁

不規則な食生活のお父さん
美容が気になるお母さん
野菜嫌いなお子様など
健康と美容と**ダイエットのために...**

カルシウム、ビタミンE・ビタミンCなど
多くの有効成分が含まれて、食物繊維が豊富。

お通じもよくなる...
「あしたも青汁」お勧めです！！

△ 注意が必要な表示： 「ダイエットのために」

ダイエットについて、お通じをよくする(便秘症状の改善)効果と関連付けられるおそれがある。「単にカロリーの少ないものを摂取することにより、摂取する総カロリーが減少して結果的に痩せること」以外は、漠然とでもダイエットに効果があるという表現は避ける。

(薬事法)(健康増進法)

× 不適切な表示：「有効成分」

医薬品的効能効果を暗示させる表現。「成分」、もしくは「栄養成分」と表記。
(薬事法)

× 不適切な表示：「お通じもよくなる」

医薬品的効能効果(便秘症状の改善)の表現でNG。
(薬事法)

△ 注意が必要な表示：

「カルシウム、ビタミンE・ビタミンCなど多くの有効成分が含まれて、食物繊維が豊富」

カルシウムやビタミンなど内閣府令で定める栄養成分について、「多い」「豊富」などの強調表示をする際は、定められた基準を満たしていない場合、虚偽・誇大表示となる。栄養成分量の確認を。(健康増進法)

おすすめ理由：栄養素の吸収力が違う

生野菜と栄養素の吸収率を比較すると...

200gの生野菜を食べても、約33g分の栄養素しか吸収できません。
しかし！同じ量の本製品では約4倍の135g分の栄養素が吸収できます！



V.S



△ 注意が必要な表示： 「効果や作用に関するデータ」

商品の効果や作用に関するデータは、合理的根拠の有無を確認した上で掲載する。
データが客観的に実証されていないなど合理的根拠がない場合、虚偽・誇大表示とみなされる可能性があり、注意が必要。
(景品表示法)

原材料の紹介

《○○○○○》

○○○○○は、古くから食品に利用されて食経験も十分に
ある極めて安全性の高い食品素材です。

また、○○○○○は、生理作用についても確認されており、
特定保健用食品の整腸効果、血糖調節効果の関与成分と
して利用されています。

△ 注意が必要な表示 :

「極めて安全性の高い食品素材」
安全性の強調表現は避ける。安全
性については、自社の安全基準の
表示程度にとどめるのがよい。

食品が「安全」であることは大前提
であり、他の原材料と比較して 差異
があると表示することは、他の製品
が安全でないと誤認を与える可能
性があり、不当表示(優良誤認)に
つながるおそれがある。
(景品表示法)

× 不適切な表示 :

「○○○○○は、生理作用についても確認されており、特定保健用食品の整腸効果、血糖調節効果の関与成分として利用されています。」

原材料の説明であっても、商品の効果と関連づけられるため、「整腸効果」「血糖調整効果」は、医薬品的効能効果を暗示させる表現となりNG。(薬事法)

また、実際にそのような効果がない商品の場合、虚偽・誇大広告とみなされるので注意が必要。(健康増進法)

お召し上がり方



1日1包の青汁を約100mlの水または
牛乳、豆乳に溶かしてお召し上がり下さい。

× 不適切な表示 :「1日1包」

服用量を定める表現は、医薬品的な用法
容量の表現としてNG。

「食品」であることを明示した上で、目安
量を表示する。

(例:目安として1日1~2包程度)

(薬事法)